

第 99 期 事 業 報 告 書

〔 令和 4 年 3 月 1 日から
令和 5 年 2 月 28 日まで 〕

一般社団法人 信 託 協 会

事業概況

近年、少子高齢化の進展などの社会・経済環境の変化を背景として、後見制度支援信託、遺言信託、遺言代用信託や、教育資金贈与信託、結婚・子育て支援信託などの信託へのニーズが高まる中、信託制度は、社会の多様なニーズに対応し、その有する各種機能を発揮することで、経済・国民生活の重要なインフラとして定着してきている。

令和4年度は、引き続き、一昨年からの新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響を受け、社会経済活動に制約を受けた1年となり、当協会においても、信託大会等の主要行事や各種会議の運営など様々な活動上の制約を受けた。

このような困難な局面においても、WEB会議システムを効果的に活用することなどにより、更なる信託制度の普及・健全な発展に向けて、次のような協会活動を積極的に展開した。

1. 信託制度の普及・発展に向けた意見表明・要望活動等

(1) 税制改正要望

「令和5年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、財務省、金融庁、経済産業省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、国土交通省の関係省庁はじめ関係各方面に提出した。主な要望項目は、次のとおりである。

1. 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について恒久化すること。少なくとも適用期限（令和5年3月末）を延長すること。また、本制度のさらなる活用に資する所要の税制上の措置を講じること。
2. 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について恒久化すること。少なくとも適用期限（令和5年3月末）を延長すること。
3. 企業年金および確定拠出年金の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。また、特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止措置を延長すること。
4. 改正資金決済法にて定める特定信託受益権に関し、所要の税制上の措置を講じること。
5. 役員報酬制度において、業績連動給与に認められる指標を拡充するよう、所要の税制上の措置を講じること。

要望の結果、「令和5年度税制改正の大綱」（令和4年12月23日閣議決定）において、教育資金の一括贈与に係る贈与税および結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、一定の要件が追加された上で、適用期限の延長が措置されることとなった。

上記の非課税措置に関連して、教育資金贈与信託および結婚・子育て支援信託がより一層利用されるよう、ホームページにおいて、特設サイト「マンガでわかる教育資金贈与信託/結婚・子育て支援信託」を公表し、普及活動に努めた。

このほか、企業年金および確定拠出年金の積立金に係る特別法人税の凍結期限の延長、改正資金決済法にて定める特定信託受益権に関する税制措置、土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置の延長等が措置されることとなった。

（2）規制改革要望

「規制改革に関する提案」（11項目）を取りまとめ、「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」の受付を実施している内閣府規制改革推進室宛てに提出するとともに、金融庁をはじめ関係各方面に要望活動を行った。

要望の結果、今年度提出した要望のうち、「信託銀行による暗号資産を含む財産の信託の受託を認めること」が「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和4年10月20日施行）で措置されたほか、「投資一任契約に係る契約締結前交付書面および契約締結時交付書面記載内容の変更」が措置されることとなった。

また、前年度に要望提出した「信託業務を営む金融機関（兼営金融機関）が兼営法における代理店の設置等に関する届出を行う際の要件緩和」が「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」（令和4年7月16日施行）で措置された。

（3）ESGへの取り組み

企業におけるサステナビリティ活動の一層の促進に役立てるため、日本経済団体連合会加盟企業および信託協会加盟会社を対象に「ESGへの実効性ある取り組みの促進と課題解決に向けて～マテリアリティの特定と役員報酬制度の在り方～（ESG版伊藤レポート）」をテーマとして、セミナーを開催した。

2. 信託制度に関する調査・研究等

信託制度に関する調査・研究を推進するため、信託法務研究会・信託税制研究会・信託経済研究会を設置している。

信託法務研究会においては、想定事例をもとに民法上の代理と受益者代理人の相違を踏まえた対応、アメリカの撤回可能信託と日本の遺言代用信託の法制度および信託条項の対比、信託業務における電子署名の利用の検討という理論的・実務的に重要なテーマについて検討を行った。

信託税制研究会においては、他益信託の課税関係、役員報酬関連税制、特定信託受益権、租税原則としての〈公平〉、EUにおける外国投資信託税制の新潮流についての研究を行った。

信託経済研究会においては、「家計の資産形成促進と信託」をテーマに研究を行い、その成果を踏まえて信託経済コンファレンスを開催し、さらにこれらの活動について報告書に取りまとめて公表した。

また、信託研究の振興を図るため、信託に関する学問的研究を志す方々に信託研究奨励金を贈呈するとともに、大学へ信託法講座を寄付した。

3. 信託制度の普及・健全な発展に向けた活動の推進

(1) 信託制度の普及活動の推進

社会一般の信託に対する理解を深め信託制度の改善や活用に資するため、会長記者会見をはじめ信託の受託概況等の各種ニュースリリースを実施するなど、マスコミを通じた広報活動を行った。

また、消費者関係団体等へ「日本の信託（2022）」を配布したほか、リーフレットの改訂やウェブサイトにおける株主総会資料電子提供制度に係るページの新設等、信託の周知・情報提供を行った。

さらに、大学や社会福祉法人、消費生活センターなどからの依頼を受け、信託の仕組み・機能、遺言代用信託・後見制度支援信託などをテーマとした講師派遣を行ったほか、関係当局・団体等と連携し、金融経済教育への取り組みも推進するなど普及活動を行った。

(2) 信託制度の健全な発展に向けた周知・啓蒙活動の推進

加盟会社が取扱う相続関連業務の適正な取扱いを図るため、弁護士法上の「法律事件」の概念にかかる近時の裁判所の見解について周知したほか、加盟各社における適正性確保のための社内取組状況に関するアンケートを実施し、その結果を還元するなど、加盟会社における業務の取扱いの円滑化を図る活動を行った。

また、信託制度の活用が多様化していく中で、信託制度の健全な発展に資するため、広く信託の実務に携わる方々等を対象に、「サステナブルファイナンス推進の取り組みについて」および「女性活躍・男女共同参画のさらなる推進に向けて」をテーマとする信託オープンセミナーを開催した。

(3) コンプライアンス活動の推進

加盟会社に遵守を求めている倫理綱領について、人権の尊重や多様な人材の活躍を促進するための環境整備、持続可能な社会の実現への貢献等の取り組みの一層の推進を内容とする改定を行った。

また、加盟会社に対して、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る情報提供等を行ったほか、反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを推進するため、加盟会社向けに全国銀行協会から提供を受けた反社会的勢力に関するデータ提供を継続的に実施した。

さらに、認定個人情報保護団体として、対象事業者に対する指導、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情受付、「改正個人情報保護法施行後の個人情報保護委員会の取り組みについて」をテーマとする信託セミナーをオンラインにより開催する等の情報提供を行った。

加えて、令和2年および令和3年改正個人情報保護法の施行に伴い、認定個人情報保護団体として対象事業者に遵守を求める「個人情報の保護と利用に関する指針」等の改正や「仮名加工情報の取扱いに関するルール」の制定を行うとともに、個人情報取扱事業者として当協会の「個人情報保護方針」等を改正した。

(4) 信託研修事業の推進

加盟会社の職員を対象とする信託通信講座を実施したほか、全国地方銀行協会等に対して信託通信研修に係る協力を行った。

また、信託契約代理店向けに信託業務・信託関連法令の知識習得のための集合研修をオンラインにより開催した。

さらに、加盟会社の役職員を対象に税制、個人情報の保護、人権啓発等をテーマとして信託セミナーをオンラインにより開催した。

4. 利用者保護の推進

信託の利用者の利便性向上に資するため、利用者等からの相談・照会等に対応するとともに、ホームページ等を通じた信託相談所の周知、相談の受付状況等の情報提供を行った。

また、利用者保護の観点から、指定紛争解決機関として、全ての信託兼営金融機関、信託会社等の信託業務等を対象に、信託業務等にかかわる苦情の解決、争いがある場合のあっせんなどを行い、ホームページ等を通じてあっせん委員会の運営状況について公表した。

さらに、外部有識者からの意見や他の指定紛争解決機関、消費者団体等との情報交換、金融トラブル連絡調整協議会における検討状況等を踏まえて信託相談所の運営改善・強化に努めた。

5. 信託法・信託業法制定100周年記念事業の実施

信託法・信託業法が、大正11年の制定から100周年を迎えることに伴い、信託法・信託業法制定100周年記念シンポジウムを開催した。

6. 組織運営の円滑化

新型コロナウイルス感染症への対応から、主要行事のうち、信託大会については、オンライン併用、社員・準社員懇談会等については、オンライン開催、新年賀詞交歓会については、内容を見直して開催することにより、効率的かつ円滑な運用に努めたほか、社員総会、理事会、各種委員会・部会等については、その目的を果たすことができるよう、実開催に加え、オンラインや書面開催により、柔軟に適時、適切な方法により開催した。

また、引き続き加盟会社に対する関係省庁等からの情報提供の充実を図るとともに、事務の合理化・効率化に努めた。

以 上